



浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 10 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 104 号

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程の一部を改正する告示

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程（平成28年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「0歳児」の次に「から2歳児まで」を加え、「1歳」を「3歳」に改める。

第4条第1項中「月額17万6千円」を「1時間あたり1,500円」に、「加配月数」を「加配時間数」に改め、「各月の初めにおいて」を削り、「月数」を「時間数」に改め、同項後段を削る。

第5条第2項中「事業年度の4月から9月までに0歳児」を「年度途中で0歳児から2歳児まで」に改める。

第13条中「補助金の交付決定のあった年度の10月31日」を「事業年度の3月31日」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所在地
施設名
設置者

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助金所要額調書（別紙 1）
- 3 支出予定額算出内訳書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - （1）歳入歳出予算書抄本
 - （2）その他参考となる資料

補 助 金 所 要 額 調 書

(単位：円)

施設名	対 象 経 費 の 実 支 出 額 (A)	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 額 (B)	差 引 額 (C) (A－B)	基 準 額 (D)	選 定 額 (E)	所 要 額 (F)

(注 1) 「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注 2) 1,000 円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

別紙2

支 出 予 定 額 算 出 内 訳 書

施設名	
-----	--

(単位：円)

	加配保育士 氏 名	配置クラス	加配期間及び時間			加配時間計 (a)	対象経費の 実支出額 (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	差引額(C) (A)－(B)	基準額(D) 1,500円× (a)	選定額(E)	所要額(F)	備考
1			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
2			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			合 計										

(注1)「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注2) 1,000円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

	利用定員	年度当初 受入児童数(G)	年度途中 受入児童数(H)	合計 (G)＋(H)
0歳児				
1歳児				
2歳児				

(注1) 特別配置を実施した年齢のみ記載

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

施設名

設置者

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付申請内容変更申請書

年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定を受けた補助事業の申請内容を変更することについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金変更交付申請額 変更前： 円
変更後： 円

2 補助金所要額変更調書（別紙1）

3 支出予定額算出変更内訳書（別紙2）

4 変更理由（詳しく）

5 添付書類

（1）歳入歳出予算書抄本

（2）その他参考となる資料

補助金所要額変更調書

(単位：円)

施設名	対象経費 の実支出額 (A)	寄附金その他 の収入額 (B)	差引額(C) (A-B)	基準額(D)	選定額(E)	所要額(F)

(注1)「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注2) 1,000 円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

別紙2

支 出 予 定 額 算 出 変 更 内 訳 書

施設名	
-----	--

(単位：円)

	加配保育士 氏 名	配置クラス	加配期間及び時間			加配時間計 (a)	対象経費の 実支出額 (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	差引額(C) (A)－(B)	基準額(D) 1,500円× (a)	選定額(E)	所要額(F)	備考
1			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
2			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			合 計										

(注1)「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注2) 1,000円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

	利用定員	年度当初 受入児童数(G)	年度途中 受入児童数(H)	合計 (G) + (H)
0歳児				
1歳児				
2歳児				

(注1) 特別配置を実施した年齢のみ記載

様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

様式第6号次のように改める。

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

施設名

設置者

浦添市保育士特別配置等支援事業実績報告書

年 月 日付け浦添市指令第 号で交付決定を受けた補助金について、
補助事業を実施したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算金額 金 円
- 2 補助金所要額精算書（別紙1）
- 3 支出済額算出内訳書（別紙2）
- 4 添付書類
 - （1）別紙1 歳入歳出決算書抄本（見込書）
 - （2）その他 証明書類等

別紙 1

補 助 金 所 要 額 精 算 書

(単位：円)

施設名	対 象 経 費 の 実 支 出 額 (A)	寄 附 金 そ の 他 の 収 入 額 (B)	差 引 額 (C) (A－B)	基 準 額 (D)	選 定 額 (E)	所 要 額 (F)

(注 1) 「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注 2) 1,000 円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

別紙2

支 出 済 額 算 出 内 訳 書

施設名	
-----	--

(単位：円)

	加配保育士 氏 名	配置クラス	加配期間及び時間			加配時間計 (a)	対象経費の 実支出額 (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	差引額(C) (A)－(B)	基準額(D) 1,500円× (a)	選定額(E)	所要額(F)	備考
1			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
2			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			月	日間	時間								
			合 計										

(注1)「選定額(E)」は、「差引額(C)」と「基準額(D)」を比較して少ない方の額とする。

(注2) 1,000円未満の端数切捨ては、「所要額(F)」の欄で行うこと。

	利用定員	年度当初 受入児童数(G)	年度途中 受入児童数(H)	合計 (G)＋(H)
0歳児				
1歳児				
2歳児				

(注1) 特別配置を実施した年齢のみ記載

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 15 条関係）

年 月 日

浦添市長 殿

所在地

施設名

設置者

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金請求書

補助金を交付してくださるよう、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

口座振替依頼	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

発行責任者	
作成担当者	
電話番号	

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月10日から施行し、改正後の浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程（平成28年告示第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程 平成28年 3 月31日 告示第23号 （事業の内容等） 第3条 事業の内容は、年度途中に発生する0歳児_____（事業実施年度の初日の前日において<u>1歳</u>に達していない児童をいう。以下同じ。）の受入れの円滑化を図るため、あらかじめ加配保育士（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）第16条に規定する保育士の配置基準を超えて配置する保育士をいう。以下同じ。）を配置するため、当該加配保育士の雇用に係る経費の一部を補助するものとする。 （補助金の基準額等） 第4条 補助金の基準額は、雇用した保育士1人につき、<u>月額17万6千円</u>に<u>加配月数</u>（雇用した保育士が各月の初めにおいて加配保育士の状態にある<u>月数</u>）を乗じて得た額とする。<u>この場合において、加配月数は6か月を限度とする。</u> 2 〔略〕 （交付の条件） 第5条 〔略〕 2 補助金は、事業を実施する保育所等において、<u>事業年度の4月か</u>	浦添市保育士特別配置等支援事業補助金交付規程 平成28年 3 月31日 告示第23号 （事業の内容等） 第3条 事業の内容は、年度途中に発生する0歳児<u>から2歳児まで</u>（事業実施年度の初日の前日において<u>3歳</u>に達していない児童をいう。以下同じ。）の受入れの円滑化を図るため、あらかじめ加配保育士（沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）第16条に規定する保育士の配置基準を超えて配置する保育士をいう。以下同じ。）を配置するため、当該加配保育士の雇用に係る経費の一部を補助するものとする。 （補助金の基準額等） 第4条 補助金の基準額は、雇用した保育士1人につき、<u>1時間あたり1,500円</u>に<u>加配時間数</u>（雇用した保育士が_____加配保育士の状態にある<u>時間数</u>）を乗じて得た額とする。_____ 2 〔略〕 （交付の条件） 第5条 〔略〕 2 補助金は、事業を実施する保育所等において、<u>年度途中に0歳児</u>

ら9月までに0歳児を受け入れた場合に交付するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定施設の設置者は、事業の完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の10月31日のいずれか早い日までに、浦添市保育士特別配置等支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、事業の中止に係る第9条の市長の承認を受けた場合の実績報告書の提出期限は、当該承認通知を受理した日から14日以内とする。

様式第1号(第7条関係)

[略]

様式第3号(第10条関係)

[略]

様式第4号(第11条関係)

[略]

様式第5号(第12条関係)

[略]

様式第6号(第13条関係)

[略]

様式第8号(第15条関係)

[略]

から2歳児までを受け入れた場合に交付するものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定施設の設置者は、事業の完了した日から起算して30日以内又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、浦添市保育士特別配置等支援事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、事業の中止に係る第9条の市長の承認を受けた場合の実績報告書の提出期限は、当該承認通知を受理した日から14日以内とする。

様式第1号(第7条関係)

[略]

様式第3号(第10条関係)

[略]

様式第4号(第11条関係)

[略]

様式第5号(第12条関係)

[略]

様式第6号(第13条関係)

[略]

様式第8号(第15条関係)

[略]